

山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画（概要）

改正給特法の概要

<改正の趣旨>

『教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、～中略～等の措置を講ずる。』

業務量管理・健康確保措置実施計画

- ・教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画
- ▶ 策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付け
- ▶ 総合教育会議への報告を義務付け

策定に向け

本県では、令和7年3月に策定した「山梨県公立学校働き方改革取組方針」を改定し、「山梨県立学校業務量管理・健康確保措置実施計画」とする。

実施計画の目標

① 時間外在校等時間の縮減	▶ 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員をゼロに ▶ 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員をゼロに【新】 ▶ 平均の時間外在校等時間を月30時間に縮減	R8年度末まで R11年度末まで
② 子供と向き合う時間の確保	▶ 「きずなの日」と「定時退校日」をそれぞれ年間20回以上実施の学校を100%に	R10年度末まで
③ 部活動における教員の負担軽減	▶ 平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100%に	R10年度末まで
④ 一人ひとりの主体的な取組の推進	▶ 自分事として働き方改革に取り組んでいる教職員の割合を100%に	R11年度末まで
⑤ 働きがいの向上	▶ 働きがい（充実感・満足感・意欲等）を感じている教職員の割合を100%に	R11年度末まで

取組期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

<< 県立学校の実効的な取組を推進する観点から取組内容の「具体と重点」を追加 >>

県立学校の取組内容についての具体と重点

県が主体となって進める取組内容

【学校閉庁日の設定】

- ▶ 連続した学校閉庁日の設定の目安を示すとともに、当該期間中のまとまった年次有給休暇の取得を促進

【教職員の健康サポート・教職員の健康管理の推進】

- ▶ 長時間勤務によるメンタル不調などを未然に防ぐため、時間外在校等時間が一定以上の教職員に対し、産業医等による面談・指導を受けやすい体制づくり 等

【民間ノウハウの活用・学校の自律自治】

- ▶ 学校訪問を中心とした指導主事による伴走支援

【学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

- ▶ 部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」の実施に向けた指導・助言

※「県」8項目より一部抜粋

学校が主体となって進める取組内容

【勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底】

- ▶ **【PTA・保護者・地域の理解を求める取組の実施】**
▶ 自校の時間外勤務時間の状況及び取組について、学校運営協議会で承認、PTA総会で説明または自校のホームページに掲載
- ▶ 定時退校日を年間20回以上実施し、年間予定表に位置づけ 等

【民間ノウハウの活用・学校の自律自治】

- ▶ 働き方ワークショップで職員から出された業務改善アイデアに基づく取組の実施

【一人ひとりの教職員による働き方の見直し・意識改革】

- ▶ 自己観察書に業務改善の具体策や数値を用いた目標の明記・評価

【学校部活動に関する総合的なガイドラインの遵守】

- ▶ 部活動ガイドラインにおける「適切な休養日等の設定」に則った休養日の設定

※「学校」6項目より一部抜粋

重点項目と追加した取組内容

<重点項目（変更なし）>

- (1)勤務状況の見える化・勤務時間管理の徹底
- (2)勤務時間・健康管理を意識した働き方の徹底
- (3)民間ノウハウの活用・学校の自律自治
- (4)校務の改善・効率化・明確化
- (5)部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減
- (6)PTA・地域・関係諸団体との連携

<文部科学省指針に沿って追加した取組内容>

- ・作品募集に係る学校の負担軽減について、募集团体への周知
- ・放課後・夜間の校外の見回りや、児童生徒が補導された際の警察での引き取りは、指導に関し緊急な措置を要する特別な場合を除き学校の対応としない 等

取組の具体を明記

今後の
フォローアップ

- ◆ 教育職員の在校等時間の状況を把握し、県教育委員会のHPで公表、総合教育会議への報告
- ◆ 山梨県公立学校働き方改革推進委員会において、取組の状況を共有・検討
- ◆ 保護者・県民に学校の働き方改革への理解を促進

目標の達成状況の検証等を
踏まえ、適宜、必要な取組の
追加・変更・見直し